

2024年3月19日

衆議院本会議「経済安保法案」趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属 森山浩行

立憲民主党の森山浩行です。会派を代表して質問します。

質問に先立ち、能登半島での震災の犠牲者の皆様のご冥福をお祈りするとともに80日になるろうとする今なお避難所におられる9500人近い方々にお見舞い申し上げます。

また私自身、党対策本部事務局長として1月1日の発災以来、与野党をこえて対策に関わってきた立場から、現地で人命救助や避難所運営・罹災証明、水道・電気・道路や公共交通はじめインフラの復興など被災地のためにご尽力頂いてきた全ての皆様に心より感謝申し上げます。そして国民の皆様、「情けは人のためならず」この緊急事態の一刻も早い解消を目指して今こそ国家国民を挙げて復旧・復興に向け、それぞれができる形で被災地に寄り添い、助け合ってまいりましょう。

自民党の裏金問題の真相解明は一向に進みません。

真相を明らかにして、国民の政治不信を払拭するために、まだ政治倫理審査会に出席していない裏金議員についても、参議院の政治倫理審査会のように議決を求めることを、本日の午前中に、野党国対委員長会談を開いて決めました。足りないのは、あと1票です。ついては、政治改革に非常に熱心な公明党の皆さんの賛同を強く求めます。

岸田総理、このままでは自民党の皆さんは志の無い議員ばかりとなってしまいます。岸田総理はさすがです。身をもって志を示したわけですね。残りの自民党の議員はどうでしょうか。この場で改めて、岸田総理から自民党の志ある裏金議員に対して政倫審の出席を呼び掛けてください。岸田総理の明確な答弁を求めます。

安全保障の裾野が経済分野に拡大した現代、経済安全保障の鍵は先端技術にあります。官民の技術インテリジェンス能力の獲得と強化に努めることは大変重要です。

立憲民主党は、国際情勢や社会経済構造が急激に変化する中、「自由で開かれた経済」や「民間主体による自由な経済活動」を最大限尊重しつつサプライチェーンの強靱化、先端技術の優位性確保、インフラセキュリティ強化などについて実効性のある政策の重要性と必要性を訴え、丁寧な議論を重ねてきました。

経済安全保障推進法においては規制の対象となる基幹インフラは、経済活動が過度に制限されないよう、国家国民の安全に与える影響に鑑み真に必要なものに限定すべきとの考え方から14分野が定められましたが、ここには港湾施設が入りませんでした。

昨年7月、名古屋港におけるサイバー攻撃によるシステム障害を受け、政府は一般港湾運送事業を対象事業に追加すると方針を変えました。

そこでまず、ターミナルオペレーションシステムに支障が出た場合の影響について、政府は検討を行っていましたか？また、後手後手の対応は望ましくありませんが、改めて基幹インフラの見直しの在り方について総理の見解を伺います。

セキュリティ・クリアランス制度に関しては、経済安全保障推進法の附帯決議で「国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保・維持するため情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて、必要な措置を講ずること」とされていますが、本法案の目的には「国際共同研究の円滑な推進」がありません。

また、企業からも期待が示されるなど、これまでも主要国の情報保全制度と整合性のある形で制度をつくる必要性があるのではないかとの議論もあったにも関わらず、経済安全保障推進法にセキュリティクリアランスが盛り込まれなかった理由について、政府は有識者会議の提言に含まれなかったこと、個人情報の収集に関する国民の理解の醸成の度合いや、海外においてクリアランスの取得を要請される具体的事例の検証などを踏まえた上での「今後の」検討課題とされてきました。

そこでセキュリティクリアランス制度が必要だという立法事実、諸外国のクリアランス制度の例、制度に対するニーズや国民の理解の醸成の度合いについて、政府においての具体的検討内容を総理に伺います。また国際共同研究の円滑な推進については法案のどの規定で担保されるのかについても伺います。

一方、今回の制度において保護の対象となる重要経済安保情報の内容は、いまだ曖昧です。経済安全保障上重要な情報として指定する範囲は、我が国として真に守るべきものに限った上、恣意的指定とならぬようにすべきです。

指定の範囲と人数規模を総理にお伺いします。また指定はあくまで政府が保有する情報に限定していますか？そして指定された情報を既に民間事業者などが保有していた場合にも関係者が責任を問われることはありませんか？

本法案において重要経済安保情報の提供を受けられる適合事業者を選定する要件は、手続要件・実体要件ともに明らかではありません。

総理、事業者の指定は民間事業者自らが意思を示した場合に限りますね？

また、事業者に対するクリアランスは、保有施設などの物理的な情報保全体制の適格性に加えて、諸外国では当該企業等の役員構成といった組織的要件も規定されている事例もありますが、新制度では施設以外の要件も適用する可能性がありますか？

また、本法案ではより機微度の高い重要経済基盤情報を扱う特定秘密保護法では導入されなかった法人への罰則を導入する理由を伺います。

更に民間事業者などが新たに施設クリアランスを確保する場合、専用の区画や施設を設ける必要があります。民間事業者等における保全の取組に対する支援、特に取引先との関係で、中小企業などがクリアランスを求められた際の支援策を用意されますか？

適性評価について有識者会議の最終とりまとめにおいては、実施することに対する本人の同意は、任意かつ真摯なもの、すなわち「真の同意」でなければならないとされています。

政府は、企業と従業員、親会社と子会社の力関係、異動する先のない中小企業などのように適性評価への同意が事実上強制される可能性を想定していますか。

また、調査で取得される個人情報の厳重な管理、適性評価の結果や適性評価に同意しなかったこと等を理由とした不当な取扱いが行われないことが極めて重要ですが、16条の個人情報等の目的外利用の禁止について罰則が設けられていません。罰則を設けるべきではありませんか？

プライバシー保護や不利益取り扱いの禁止についてはあらかじめ労使協定を結ぶことを条件にすべきと考えますが、いかがですか？

また信頼性の確認のための調査結果は、必ず労働者本人に通知することはもとより通知までの期間を、あらかじめ示すことと定めるべきではありませんか？総理にお伺いします。

特定秘密保護法においては、内閣総理大臣は、毎年、特定秘密の指定や解除、適性評価の実施の状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならないとされています。

また、同法では、政府は毎年、有識者の意見を付して、特定秘密の指定や解除、適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされています。

しかし、本法律案においては、いずれの規定も設けられていません。特定秘密保護法の審議の際、政府によるチェックだけでは足りないと与野党合意に達し、情報監視審査会が設置されました。国会によるチェックの重要性は重要経済安保情報についても同じであり、情報監視審査会の対象にすべきではありませんか、対象としない理由はありますか。また

9条において重要経済安保情報を国会へ提供する規定がありますが、国会職員がこれを扱うためには国会職員の適性評価が必要となり、そのためには国会法改正が必要ではありませんか。政府の見解をお伺いします。

特定秘密保護法の成立から、10年が経過しました。この間、特定秘密の漏えいが明らかになり情報監視審査会から特定秘密の保全体制の改善を求める初の勧告も出されています。特定秘密の漏えい事案の反省点・改善点について、また、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度に与える示唆について、どのようにお考えでしょうか。  
また、特定秘密保護法で重要経済基盤情報にあたる特定秘密の指定の実績がゼロである理由について、どのように認識していますか？総理の見解を伺います。

信なくば立たず。

国民から政府への信頼がなければ個人情報を託したり秘密指定を任せることはできません。

もともと日本の公文書管理には恣意的な運用をはじめ課題が多かったわけですが、この間の自公政権においては公文書の廃棄だけでなく、あろうことか改竄まで起こし、情報を扱う主体としての信頼は地に堕ちています。

そんな中では本法案の趣旨については一定理解するものの具体的な制度設計を政令に白紙委任するわけにはいきません。

まずは修正すべき部分を含め、徹底して審議してまいります。

「権腐十年」

10年も政権を継続するとどうしても政治腐敗や癒着が起こってしまう、だから健全な政治のためには政権交代が必要なのだ、という意味の言葉です。日本はまさに大掃除が必要な時期に来ています。

今年は世界の多くの国で政権を争う選挙イヤーでもあります。

私たち立憲民主党は、「人へ未来へ真っ当な政治へ」

国民ひとりひとりの声とつながり、

国民の皆様に政権を担うもう一つの現実的な選択肢を提供することをお誓いし、私からの質疑とします。